



目次	
高知県議会規則	ページ
◎高知県議会会議規則の一部を改正する規則	1
高知県議会訓令	
◎高知県議会事務局規程の一部を改正する訓令	1
高知県議会告示	
◎高知県議会傍聴規則の一部改正	2
◎告示（高知県議会常任委員会所管事項）の一部改正	2

-----  
議 会 規 則  
-----

高知県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和6年4月1日

高知県議会議長 加藤 漢

**高知県議会規則第1号**

**高知県議会会議規則の一部を改正する規則**

高知県議会会議規則（昭和54年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

目次中「第104条」を「第104条の2」に、「第127条」を「第127条―第129条」に改める。

第9条第1項ただし書を削り、同条第2項を次のように改める。

2 議長は、必要があると認める場合は、会議に宣告することにより、開議時刻を変更することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

第9条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、開議時刻を変更することができる。

第31条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第12章中第104条の次に次の1条を加える。

（資格決定の通知）

**第104条の2** 法第127条第3項において準用する法第118条第6

項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が別に定める。  
第106条中「外とう、襟巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要があると認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

第18章中第127条を第129条とし、同条の前に次の2条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

**第127条** 議会又は議長若しくは委員長（以下「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（以下「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時（第41条第3項、第88条第1項、第89条第1項及び第122条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に

当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当であると認められる部分がある場合として議長が定めるところにより、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

**第128条** この規則の規定（第28条第1項（第83条において準用する場合を含む。）の規定を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の規定に基づき電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
議 会 訓 令  
-----

**高知県議会訓令第3号**

議会事務局

高知県議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年4月1日

高知県議会議長 加藤 漢

**高知県議会事務局規程の一部を改正する訓令**

高知県議会事務局規程（平成15年2月高知県議会訓令第1号）

の一部を次のように改正する。

第11条第2項第12号中「、賃金」を削る。

**附 則**

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

-----  
**議 会 告 示**  
-----

**高知県議会告示第2号**

高知県議会傍聴規則（昭和36年12月高知県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

高知県議会議長 加藤 漠

第10条第2項中「終わった」を「終わった」に改める。

第13条第3号中「はち巻」を「鉢巻き」に、「、通常の」を「通常の」に改める。

第14条第3号中「はち巻」を「鉢巻き」に、「、示威的行為」を「示威的行為」に改め、同条第4号中「外とう、襟巻」を「コート、マフラー」に改める。

別記第3号様式裏面及び別記第5号様式裏面中「はち巻」を「鉢巻き」に、「、示威的行為」を「示威的行為」に、「外とう、襟巻」を「コート、マフラー」に改める。

**附 則**

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

**高知県議会告示第3号**

昭和38年7月高知県議会告示第2号（高知県議会常任委員会所管事項）（以下「所管事項告示」という。）の一部を次のように改正する。ただし、この告示の施行の際現にこの告示による改正前の所管事項告示の規定による所管事項に基づき常任委員会で審査され、又は調査されている事件は、この告示による改正後の所管事項告示の規定による所管事項に基づき当該事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付議されたものとみなす。

令和6年4月1日

高知県議会議長 加藤 漠

第1 総務委員会の所管事項の項中(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、同項に(1)として次のように加える。

(1) 総合企画部に関する事項

第2 危機管理文化厚生委員会の所管事項の項の(4)中「文化生活スポーツ部」を「文化生活部」に改める。

第4 産業振興土木委員会の所管事項の項中(2)を削り、同項の(3)中「観光振興部」を「観光振興スポーツ部」に改め、同項中(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、(5)を(4)とする。